

# 目 次

第6回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） .....	1
第6回大宜味村議会臨時会会議録（5月30日） .....	3

第6回大宜味村議会臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 昭和58年5月30日

会期1日間

閉会 昭和58年5月30日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
5月30日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 決議案第6号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会



## 第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和58年5月30日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和58年5月30日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年5月30日 午前11時55分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (2名)

8番議員 平 良 蔵 健 君	13番議員 松 島 重 克 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 総 務 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 決議案第6号 第42回国民体育大会開催に関する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
よって、昭和58年大宜味村議会第6回臨時会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、12番 前田貞四郎君、1番 平良森雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時05分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 決議案第6号を議題といたします。

提案者の提案理由説明を求めます。

- 1番（平良森雄君） 第42回国民体育大会開催に関する決議案のご説明をいたします。

ひろく国民の間にスポーツを普及し、県民の体力の向上と気力の充実を図り、もってより豊かで活力のある郷土の実現に資するため、昭和62年第42回国民体育大会が本県で開催されることは誠に意義深いものがあります。

よって、第42回国民体育大会の開催にあたり本村において漕艇競技を開催されるよう要望し、提案といたします。

- 議長（玉城一昌君） 漕艇競技開催について村長に対し質問を許します。

○ 11番（山川正行君） ここに漕艇に関する決議案が提出されていますが、この件に関しましては前からいろいろと問題になってきたところです。不十分な資料、情報の中から非常に判断に苦慮しているところでもあります。

先ず村長に対してお伺いいたしますが、役場の課長以下諸君がこれに取り組みができているのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 対応の仕方と申しますれば、これは具体的な取り組みは前から誘致の時から正式と言うよりも非公式と言った方がいいかと思いますが、話し合われている事項でございまして、県段階で決定しているという通知を受けまして、私は就任すぐ課長会議に国体会場決定の問題を報告し検討しようと、これは議会に諮らなければ正式に誘致とは言えませんので、私としては議会の皆さんとこういう手続きを取ってお願いするというところでございまして、いよいよ当議会の方でこれについての決定が出されますれば正式に私としては職員会議等機会を設けまして、本村としては取り組みを開始するという予定です。現在の段階では課長会議等で話し合っているだけで議会の意思を尊重して具体的な取り組みに入る態勢であります。

○ 11番（山川正行君） お話しによりますと単に報告だけにとどまったということでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 一応課長会議でこういうことになっているということで報告をし、課長会議というのは課内会議の前提でございまして、その趣旨については十分課内でも検討してもらいたいということで私としては、これまでの取り組みを進めて来たというところでございます。

○ 11番（山川正行君） とするとそれは当然誘致を前提として行動なさっていますね、そういうことでおたずねしますが、村長の政治姿勢というのは課長以下職員が理解して協力体制を整えて広げていくのが大体常識的な考え方だと思います。その点でも課長の中で論議されてないと、例えば予算についてどうと、職員の動員体制はどうかと、十分になって議会にも決議要請という順序になると思うんですが、これはそういった体制がとれていないということについて我々は判断に苦しむ所があるんですが、この見通しはどうか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに予算的な問題についての話し合いは未だ十分な話し合いはやっていません。ただ先程も定例議会でもお話し申し上げましたとおり会場の設営等については、議会の意思が決定されて手続きがすべて完了してでないと私としては走るのはどおかなあという立場をとっていましたので、これから実行委員会等を正式に役場内に委員会を設けて具体的な会場の設営をどうするのかについては決定を見ると、こういう段取りで今はすすめているというわけであります。

○ 11番（山川正行君） 何故、私がそういうことを申し上げますかというと、やはりこれは色々中央の自治労あたりからも問題提起されているんです。職員動員については中央でも問題視しているんです。そしてやはり一般行政や窓口サービスにも支障来すんじゃないかという点でも非常に懸念しております。そういう意味で総点検するということを言っているんです。そういう意味でもやはり課長会議あたりでも、村長は自分の施策を実施する為には体制というのは非常に必要だと思います。と言うことは、やはりそういう前に議会に決議要請するということはどうも納得ならないわけですね、だから我々は逆に聞きたいんですが内部の体制はどうかということです。この体制を十分にとれる見通しがあるのか。

○ 村長（新城繁正君） それは、私としては十分に確立できるところという立場をとって、すべてのことについて取り組みをしているところでございます。

○ 11番（山川正行君） では、課長は別として自治労あたりにこの問題を提起したことがありますか。

○ 村長（新城繁正君） 組合に対して正式にこの問題を提起したことはありません。

○ 11番（山川正行君） そういう問題提起もしないで、職員が十分協力出来るという保障は出来ると思いますか。

○ 村長（新城繁正君） 私としてはそのように理解を求めて協力をお願いすると、又、そのように進めていけるとこのように考えております。

○ 11番（山川正行君） 我々としてはその辺も含めて疑問に思うわけです。例えば、ある市では、ばく大な職員が動員されているわけですね、これは4,600人が動員されたという例もあるわけです。そういう中でですね、やはり村の施策あるいは窓口サービスに支障が来ないという嘘になりますね、私は必ず影響が来ると思いますがこの辺はどうですか。全くないという保障はありますか。

○ 村長（新城繁正君） 国をあげての行事でありますし、我々の村の実情からいたしまして、全く影響がないということを説明申し上げることは無理かと思いますが、然し行事の趣旨に鑑みまして、一応これから具体的に年次計画と言いますか、そのような負担を軽減するあるいは住民サービスがそのために極度に制限されるということがないように、それと同時に関係団体、例えば日本漕艇協会、沖縄漕艇協会とかそういう関係団体との連絡を密にしながら、やはり村役場の職員も含めて村内各階層、そういうかたがたの協力も求めて国体が名実共に趣旨にのっとった行事になるように私としては皆さんの協力をお願いしてすすめていきたいと、無理のないようなかたちですすめていく方法をこれから十分検討していきたいと考えています。

○ 11番（山川正行君） この問題につきましては何名かの議員のかたがたが決議案を提案



いたしているところです。ですから、われわれとしては今までの資料からすると非常に判断しにくいという点で聞いているわけですが、県が国体誘致を決定した場合には特別措置が出来るという前提で決議がされています。ところがこれは出来なかったんです。ということは57年3月25日のタイムスに出ています。と言うことは財源対策で苦勞を責められている県市町村の最大の誤算は何と云っても政府の特別措置に失敗したこととあるんです。ですから当時の財政の見通しと今の財政の見通しと県としてもだいぶ違っているんです。その辺はどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確に今ご指摘の新聞でそのようなことがあちこちに出ているわけですが、当時とだいぶ変化がございまして行政改革とかがその後に出て来たと言国としての財政も確かにひっ迫いたしておりまして、これを諸に県も受けたということとして、当初の財政の見通しとこれからの見通しと、日本経済の見通しと確に修正というかそのとおりはいかならないと思いますが、私達といたしましては常にご指摘の通り、これが為に市町村の財政に大変な金がかかると計算されていますが、これにつきましてもなるべく仮設するなら仮設するというようなことも含めて、村民の動向というのも十分に勘案して会場を設定して、水上スポーツセンターという前村長からの要求事項もございまして、それについて県としての立場もある程度いろんな補助事業も検討してするという見解も示されていますのでこういう諸々の立場から検討して財政負担の軽減を図るように努めていきたいとこのように思います。まあ予算の規模が明らかになりますのは恐らく今年、議会の議決をお願い出来れば後半に至りまして具体的な調査が入ると、県としては塩屋の予算が計上されています国体会場の調査に基づきましてこの会場はどれぐらいの金がかかるかということも、これはあくまでも権限は市町村にありますから我々としても意見を十分述べて、それで調整して最終的な結論を出すと、ですから来年度予算あたりに、はっきりそういうものが明らかになっていくと考えています。

○ 11番（山川正行君） まだ予算が明確でないということですが、この件に関して大変気になるんです。村から、やはり村の財政がいくら負担するか、その辺についてもまだ明確ではないとか、やはりこの見通しが無いわけですね。一応確認の意味で聞きたいと思いますが、村の財政を圧迫するようなことは全くない、つまり市町村財政の負担はいくらあっても財政を圧迫するような負担は全くないと断言できますか。

○ 村長（新城繁正君） このことによって、勿論応分な負担はあると思います。これは補助事業を導入するにしても3分の1とか、4分の1とかいろいろありますから、それはもう国体につきましても補助事業ではありませんので、そういうことについては保証ということは申し上げられませんが、私としては国体を誘致したために極端に村の財政がひっ迫し予算

の面で農業関係、福祉関係、そういうものにしわ寄せにはなりません。そういうようなことをやるということはこのましいことではありませんので、最大限の努力をいたしまして、この点につきましては十分意を尽して県との調整も図っていきたい。又、私自身としましても村の財政の規模も十分考えながら、財政計画も担当課と十分に調整しながらやっていきたいと考えています。

○ 11番（山川正行君） 保証は出来ないと言うことでは答弁にはならないと思うんですがね。漕艇に要する費用の市町村の負担分はどれぐらいになりますか。パーセントでやりますと何%が村持ちなのか、お分かりでしたらひとつお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 先程ちょっと申し上げたんですけど、まだ総わくははっきりしないわけです。これから具体的に会場も設定するわけですから、ですからそれを何分の1はどうするかということは申し上げられませんが、これまでの県との調整の中で、義務教以外は殆んど構造改善であろうが海岸事業は殆んど100%補助ですが、外の事業は3分の2負担とかであります。県としては、この国体会場は補助事業にのっからないというようなことで、そうすると全く補助はないのかと確かめているわけですが、そうではなくて国の補助制度のある事業と同じように取り扱って市町村が幾分か持ちますけれども起債をすれば色々あります。その起債についての勘案をすれば我々がその国体のものに使ったものについては、交付金とかいうような形、あるいは補助金の形で補てんするということについて、国体事務局長は明言をしておりますので我々はそれを信頼し、そのように実現するように運動としてやらないといけないと、国体会場は大宜味村だけじゃございませんので殆んど各市町村にまたがっていますので、地方団体との連絡も十分とりながら各自自治体協力して予算の獲得については、働きかけるということではなければいけないんじゃないかとこのように考えているわけでございます。この率、恐らく3分の1ぐらいは今のところみなければいけないんじゃないかとまだはっきりしませんが、外の補助事業を見ますと大体その程度は起債等を充てるという考え方でなければいけないんじゃないかと厳しく私としてはその程度見ておかなければいけないんじゃないかと考えています。

○ 9番（平良 実君） 先程、答弁である程度理解したようなわけであるが、国体誘致することに対しては別に問題はないと思いますが、終って後の本当に村の財政負担が来ないかどうか、あるいは一週間10日そらの鳴り物入りでやって来て終った途端に村の財政危機が来ないかどうか、念の為もう一回お伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 皆様のご心配のなっておられるのは財政の問題とそれから跡利用の問題とかが報告書の中でも大半を示しているようでございますが、私としても勿論同じようなことで、先程も答弁申し上げました通り財政的な極度の圧迫が、国体を誘致したため

に村民生活へこれがしわ寄せになるとすれば基本的にこういうものは前提として考えるということはいけませんので是正していくと、それから跡利用のことでございますけれども色々施設面でもこれから具体的に皆さんの知恵を拝借してこの湾の会場を決定してするわけでありますが、そこでこの会場を将来使うということになりますれば、それに従いましてどの施設は最低恒久的といえますか、やるべきかというのが決まって来ると思います。それについて私といたしましてはですね、まあ、先程も申し上げたんですけど水上スポーツセンターというのが要望として県の方にでていますので県としても第一段階それから去年の答弁では大分前進をしている。まあ国体との関係はあるとは思いますが県としても村の要求を全くはねつけるということではなくて一応考えて見ようと例えば一つの考え方なんですけど日本漕艇協会に沖縄県漕艇協会が加盟しますと日本漕艇協会としては加盟団体、この沖縄県の漕艇会場として使われた塩屋湾それは漕艇の訓練場として指定するとか、そういう形で一つの方法として考えられると、そういたしますと仮でいいわけですから別にレーンを引く必要はありません。競技が行われる場合はブイを設置すればいいということですが、そういうことも十分考えられると思いますので、それから私といたしましてはその国体が終わってもう疲れたということでは折角持って来たものが意味ありませんので、子供達を含めまして一般住民も含めまして、やはり全員が参加するということによって大宜味村で国体会場が誘致されたことによって子供達にも夢がある、あるいは夢があるということよりも生きがいを感じさせるとそういうことも教育委員会とも関係がありますが、十分配慮して取り組みから終って後の処理まで十分考えてその大きな行事もすすめていくということではなければいけないんじゃないかというふうに考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 質問ありませんか。

以上をもって質問を終了いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時32分）

再 開（午前11時33分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより決議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 11番（山川正行君） 先程の答弁から分かりにくい点がありましたのでお聞きしたいと思います。この漕艇競技に關しましてですね、時間的にも余裕がないということなんで今日臨時会が招集されたわけですがこの理由について一つ説明してもらいたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） 今の質疑は提案した理由は時間がないということだと承っていま

すがこれは6月1日が沖縄県として日体協に申請しないといかんと、その中で沖縄国体を誘致しているところは殆んど決議されている中で大宜味村だけが未だ決議されていないと6月1日には決議書を添えて日体協の方に出さんといかんと、以前に漕艇協会の方からですねもっていったらやっぱし決議書がないと受け付け出来ませんという強い返事があったそうです。これは事務局長の久貝さんから聞いたんですけど、だからどうしても大宜味村の決議書が必要だとそれは沖縄国体全体の為に国体を成功させる為にも大宜味村一つだけ決議書がないということは出来ないと、だからなんとかお願いしますということもありましたし私達にも村民の間から何でこれをやらんのかと、早くやってくれという非常に強い要望もありまして急ぎ私達が連署しているの皆様方にご相談色々申し上げまして、じゃー6月1日間に合わす為にはもう5月30日今日しかないんじゃないかということで議会の方にもお願いしたわけです。そういう意味で沖縄国体は県議会においても全会一致で決議をされたものだし、私達も沖縄県民の一人として、又、我々大宜味村に何時来るかも分からない国体です。歴史的にも大きな意義があります。確かにいろんな不利益も被るかも知れませんが然し、それよりは私達が意を以て決議し国体を誘致することによってはるかに大きなメリット、村民に与える精神的な豊さを与えるんじゃないかと思います。先程も長の説明にもありましたように青少年の健全育成の面から子供達に夢、希望を与え又村民自ら志気を起こす意味からも是非大宜味村に漕艇を誘致してやろうと我々も一緒に沖縄国体を成功させるためにやっていきたいということで期限が6月1日ということで急ぎ今日お願いした次第であります。

○ 11番（山川正行君） あまり説明が長くて聞きずらかったですがね。皆さんちょっと聞きたいんですけど一緒に島根県の美保関町の漕艇跡の調査に行っていますね。向こうの説明によりますと二か年ちょっとしか準備期間しかなかったということですね。それはたらいまわしにされたらと、それ以前に既にアーチェリー競技場は進めているんです。ですから必ずしも大宜味村が決議しなければ国体は始動しないということにはならないと思いますけどその辺はどうですか。

○ 1番（平良森雄君） そういうとらえ方もあると思いますけれども、私達の説明を聞いた範囲内ではですねこれは日体、国の方がですね是非ともこういう決議書がないと申請を受けとらんと、だから全部決議書を添付するよという強い指示があったそうです。又、あのなんでですね県議会でも全会一致で決議したものでどうして大宜味村がそれが出来ないのかということもありまして県においてもそういったものが問題になっているということ我々聞かされています。だから島根がですねどうして2か年前に出来たのにどうして沖縄は出来ないのかということですが、我々も島根行って事情は聞いています。然し島根の場合は会場は決定してやっていたわけですからそれがたらいまわしにされて出来なかったと、2か年前にし

か来なかったということだと思います。我々がやっている問題とは別じゃないかと思っています。

○ 11番（山川正行君） 私が何故そういうことを聞くのかと申しますと、確かにあちこちたらいまわしにされて美保関町に来ているわけですね。何故この漕艇を2～3か所でことわっているのか、これを考えてみるとですねこの問題について漕艇に関する限り別の国体とは考え方が異なると思います。私はそう思いますけどその辺はどうか、やっぱり同じ扱いだという考え方ですか。

○ 1番（平良森雄君） 我々も漕艇に関することは見て来たとおりの島根県は海になっています跡が何も残っていない全くそのとおり、他の競技なら野球場作る、運動場作る、体育館作るこれは別だと思います。でも国体競技そのものは全く一緒だと思います。漕艇であろうが何であろうが大宜味村でその競技をやるということに意義があると思うんですね。体育館作らないから運動場作らないから出来ないということは私は可笑しいと思います。

○ 11番（山川正行君） あのですね私はこの国体に関する限りやはり国体というのは確かに国民皆なで成功させなければならないということは私も賛成です。同感です。国体は成功させるべきだという考え方です。ところがですね、こういうあいまいな中でこの決議というのは非常に問題があると思うんですね。先程の村長の答弁も全く自信のない答弁なんです。そうしたい、そうさせたい、そうやりたい、そうやるという確信の答弁がないんです。財政面におきましても、ですから私は先程おっしゃったようにスポーツ全体としてはこれは別にしないということは同感です。ところがですね、これを大宜味村が誘致申請するには県営のスポーツセンター、国民宿舎とかそういう付帯事業も含めてこれを要請しているわけです。そして島根県の場合はアーチェリーも含めてこれをやっているわけです。アーチェリーという立派な町民体育館が出来ているわけです。そういう意味では全く跡利用は残らないと我々は残るのは財政負担だけだとおっしゃる通り確かに青少年の励ましになるかも知れません。その点についてはですねそういう意味で私としてはこれはこの点から考えますと別の問題だと思います。ですから私はもし県が主体になってやりますならば大いに協力しますと塩屋湾を大いに使用して下さいという意味では私は大賛成です。だから今先おっしゃるのは皆な同じ扱いだということはちょっと賛成しかねますね。財政面における問題が大きいです。その辺がはっきりしないではどうもこの決議案には賛成しかねるところがあるんですが皆さんはその辺の判断はどうか。

○ 1番（平良森雄君） 沖縄国体は県議会においても全会一致で決議されたものだし、私達も沖縄県民の一人として、又、我々大宜味村に何時来るかも分からない国体です。歴史的にも大きな意義があります。財政負担が大きいと先程長の説明にもあった通り県も国も村の

財政を圧迫しないと極力努力すると又それが我々議決して始めてスタートする、今沖縄県内において何処の市町村においてもはいこれだけの金が出ましたということは恐らくないと思はれているんです。その中で大宜味村は幾らしか負担出来ません。そうして議決して下さいということなら沖縄県としてもお手上げだと、国自体も出来ない県もそれまでに至っていないと未だ調査の段階、その時点で予算が幾らつきますこれだけ出すからやれと、全く分かんわけでしょう。そして今、財政負担が大きいと言うんですが実際に数字も出て来ない中でどれだけの財政負担が大きいのか、それを断言するのが全く可笑しい、私はそう思うわけです。我々は村を信頼し県も国も信頼してやるわけで、人間関係においてこれも全部信頼しない、出来ないとなるともう何をか言わんやですよ。ましてはですなひととおりではいちいち数字をあげて決議の材料にすると、判断材料にすると我々は人間関係を信頼してやると、どちらを取るかと又県が全部やるならば賛成だと今みたいに村が主体的にやるならばだめだという考え方では国体そのものが全部その方針でやっている。島根も別にあれは県がやったわけではないんです。美保関町がやっているわけです。だからこういったものを我々やっぱり長を信頼し、県も信頼し、その中からしか出来ません。水上スポーツを誘致する中で我々は県から強力で要請されていることを拒否して後で我々は何を要求できますか。やっぱり相携えて要求するのは要求してそういう協力関係がなりたたなければ大宜味村そのものの発展もないんじゃないかと思えます。私はそう信じて漕艇を誘致することに賛成しているわけです。

○ 11番（山川正行君） 先程反対するという言葉が出ていましたが誰も反対はしていないんです。私は判断出来ないということを言っているわけです。今の段階では判断出来ないと言っているわけです。今のそろった資料ではこれに賛成すべきか反対すべきかそれについて判断出来ないと言っているんです。反対はしていません。そういった意味でこの余り資料が乏しい中で問題が論議されるということは先程も言った通り6月1日のタイムリミットということは私は疑問に思うわけです。私としてはもう少し先に延ばせて当然いろんな意味から検討して先程おっしゃったように全会一致で十分議論を深めてこういう大切な問題ですから、我々議員は皆がひとりひとりの政治家です。ひとりひとりがこの問題については政治責任があると思うんです。長も含めてですよ。ですから私はこの問題が議員全員がひとりひとりが責任を持って賛否にのぞめるような時間と資料が必要だということを言っているんです。そういう意味では皆さんはこの面に十分に自信を持っての提案なのか。全責任を持つかどうかお聞かせ願いたいと思えます。これは勿論政治家として政治生命に係る問題だと思えます。その辺一つ聞かせてもらいたいと思えます。

○ 1番（平良森雄君） 先程何遍も同じことを繰り返しているようですが先程反対

じゃないと言いましたけどそういうことには賛成じゃないということは我々は反対と  
思っているわけです。それで全部政治責任持って出来るかと、勿論我々ひとりひとりが政治家です。  
ひとりひとりがこういうことを判断して連署して出されているわけです。貴方から言われる  
までもなく個人個人連署されている皆さん村のことを考え県のことを考え今後のことを考え  
て責任を持って連署しているわけです。それをですなああといわば全責任を持てるかというあ  
れは私はどうかなあと、長も然りです。長も国体を誘致しようとするなら彼の政治生命をか  
けてやっているわけです。我々が議員としてこっちに連署して発議するのも我々責任持って  
やっているわけです。やったから後は分からない自分はやらなかったとひっくり返すような  
ことはないです。自分等がそういう発議をするからには、ちゃんと自分の政治責任を持って  
ひとりひとりがなつ印して署名しているわけですから、それを疑うことは全くないと思いま  
す。

○ 11番（山川正行君） 自信の程は十分分かりました。それではもう一点お伺いいたしま  
すが、これは先程も村長に聞いたわけですが、提案者の立場として職員がですなあ中央自治労  
県本が職員の動員について非常に問題視しているわけです。それに少し問題は出てこないか  
どうかこの辺のご判断はどうなっているか。ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） これは私から答弁出来るものかどうかはちょっと分からないんで  
すが、これは先程長から説明あった通り一致体制で臨んでいけると何遍も念をおして答弁さ  
れております。だから敢えて私から自治労体制出来るかと言われても困るわけですが村長  
がそう言っています。そう信じる以外はないんじゃないですか。又村民が一致協力してそれ  
に向かっていける体制を作るのも長ではないし、我々議会でないかと思えます。

○ 11番（山川正行君） 何故そういうことを申し上げますかという私は組織に対して聞  
いたんです。そしたらですね、この問題は確かに問題含みだと、例えばですね、国体開催に  
おいては当初から非常にいろんな問題が含まれているわけですね。政治的要素も含めて例え  
ば日の丸掲揚とか皇太子の問題とか諸々の問題も含めてこれは組合とか革新団体とかが問題  
視しているのが沢山あるわけです。私が言うのはそういうところをどうご判断なされるか  
ということ。この辺はどうですか。

○ 1番（平良森雄君） 確かにそういう問題もあると思います。沖縄では過去にも何遍か  
例がありますので、皇太子の阻止運動もやっております。海洋博時点ですなあ。ではその判  
断をどうするかということですね私も一議員です。だから沖縄県がですなあ皇太子を呼ぶ  
とそれは県が責任を持ってやると思います。大宜味村に、では皇太子を呼ぶかそれとも又日  
の丸掲揚の問題も来るとですね、これから我々が考えてやるべきではないかと思えます。本  
村は革新村政であるから皇太子を呼ぶなとなればそれも出来ると思います。私はそういう判

断に立っています必ずしも国の押しつけ県の押しつけをのむというものではないと思います。

○ 議長（玉城一昌君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時51分）

再 開（午前11時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番退場、11番退場。

これより決議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第6号 第42回国民体育大会開催に関する決議について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、決議案第6号 第42回国民体育大会開催に関する決議については原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時53分）

再 開（午前11時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番、11番入場。

これにて昭和58年第6回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。



閉 会（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（12番） 前 田 貞四郎

署名議員（1番） 平 良 森 雄